

令和元年村上市議会第3回定例会会議録（第3号）

○議事日程 第3号

令和元年9月6日（金曜日） 午前10時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（25名）

1番	小杉武仁君	2番	河村幸雄君
3番	本間善和君	4番	鈴木好彦君
5番	稲葉久美子君	6番	渡辺昌君
7番	尾形修平君	8番	鈴木一之君
9番	鈴木いせ子君	10番	高田晃君
11番	川村敏晴君	12番	小杉和也君
13番	嵩岡輝夫君	14番	竹内喜代嗣君
15番	平山耕君	16番	川崎健二君
17番	木村貞雄君	18番	小田信人君
19番	長谷川孝君	20番	小林重平君
21番	佐藤重陽君	23番	大滝久志君
24番	山田勉君	25番	板垣一徳君
26番	三田敏秋君		

○欠席議員（1名）

22番 大滝国吉君

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	高橋邦芳君
副市	長	忠聡君
教	育	長 遠藤友春君
総	務	課 長 竹内和広君

企画財政課長	東海林	豊君
自治振興課長	山田和	浩君
税務課長	建部昌	文君
市民課長	八藤後	茂樹君
環境課長	中村	豊昭子君
保健医療課長	信田	和子君
介護高齢課長	小田	正浩君
福祉課長	木村	静子君
こども課長	鈴木	美宝君
農林水産課長	大滝	敏文君
地域経済 振興課長	川崎	光一君
観光課長	大滝	寿君
建設課長	伊与部	善久君
都市計画課長	山田	知行君
下水道課長	志村	悟君
水道局長	山田	広良君
会計管理者	大滝	慈光君
農業委員会 事務局長	小川	良和君
選管・監査 事務局長	佐藤	直人君
消防長	鈴木	信義君
学校教育課長	菅原	明君
生涯学習課長	板垣	敏幸君
荒川支所長	小川	剛君
神林支所長	石田	秀一君
朝日支所長	岩沢	深雪君
山北支所長	斎藤	一浩君

○事務局職員出席者

事務局長	小林	政一
事務局次長	内山	治夫
副参事	鈴木	木涉

午前 9時59分 開 議

○議長（三田敏秋君） ただいまの出席議員数は25名です。大滝国吉議員は、葬儀のため欠席する旨の届け出がありましたので、皆様にお知らせをいたします。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付の議事日程により議事を進めますので、よろしくご協力のほどをお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、6番、渡辺昌君、20番、小林重平君を指名いたします。ご了承願います。

発言の取り消し

○議長（三田敏秋君） ここで鈴木好彦君から発言の申し出があり、これを許可いたします。

4番、鈴木好彦君。

○4番（鈴木好彦君） おはようございます。きのうの私の一般質問における発言について、配付の資料のとおり、村上市環境衛生基金の充当について、_____であるかのような発言を行いました。これは、私の認識不足であり、ここにおわび申し上げ、該当部分の削除をお願いするものでございます。

どうも申しわけございませんでした。

○議長（三田敏秋君） 今ほど鈴木好彦君から昨日の一般質問における発言について、配付の資料のとおり、会議規則65条の規定によって該当部分を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りします。これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

したがって、鈴木好彦君からの発言取り消しの申し出を許可することに決定をいたしました。

なお、この件については、前回にも同様の対応となりましたので、鈴木好彦君には私から発言に当たっては十分注意する旨嚴重注意を言い渡しました。

以上であります。

日程第2 一般質問

○議長（三田敏秋君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

本日の一般質問は2名を予定しております。ご了承願います。

最初に、14番、竹内喜代嗣君の一般質問を許します。

14番、竹内喜代嗣君。

[14番 竹内喜代嗣君登壇]

○14番（竹内喜代嗣君） おはようございます。それでは、通告いたしました事項に沿いまして一般質問申し上げます。

最初に、9月議会は決算議会であり、来年度予算の編成作業に入る、そして1年間を振り返り来年度予算について検討するという議会の使命がございます。通告いたしました大きな項目で1つ目は、国保税について質問させていただきます。大きな項目の2つ目は、農業再生と食品の安全ということで質問提起させていただきます。

それでは、最初に、国民健康保険税について伺います。①、村上市の国民健康保険加入者の現状は、農業など自営業者、パートなど不安定雇用で働く方、そして75歳までの年金生活者など8,591世帯、1万3,789人が加入されています。この方たちの1人当たりの所得が平成29年度の52万139円から昨年は49万6,800円、3万円近く下がっています。子どもの数別年税額及び負担割合を見ますと、夫婦40歳で年収200万円の子ども4人のご家族で38万3,300円の年税額で、収入の19%を国保税で支払う状態となっています。今少子化対策が何よりも優先されるべき課題だと考えますが、約2割の国保税負担に加えて、さらに国民年金の支払いもあります。これでは子育てが困難な状況と言えるのではないのでしょうか。市長のお考えを伺います。

②、せめて国保加入者世帯に少子化対策として、3人目からは佐渡市のように均等割を負担なしとして実施できないか市長のお考えを伺います。

大きな項目の2項目め、農業再生と食品の安全についてであります。1つ目、輸入小麦製品から除草剤成分のグリホサートが検出されているということを企業や公的機関から独立した農民連分析センターの報告を聞いてまいりました。市の学校給食パンの製造原料は国産であるか、国産小麦や米粉パンに変える考えはないか伺います。

2、近年発達障がいの子どものふえていくことも農民連分析センターの報告で聞いてまいりました。除草剤成分であるグリホサートの影響は、長い期間かかって「発達障がいを引き起こす」ということであります。見解を伺います。

3番目、本市の農産物生産を安心安全な食料生産に徹底的にシフトをして顔の見える家族農業者を中心に「売れる米と安心・安全な農産物づくり」を目指す必要があると考えます。「ミツバチがいなくなり、生態系が壊されているとして、ヨーロッパで禁止されているネオニコチノイド系殺虫剤を一斉防除で使わないこと。ミツバチに優しい農業を目指す地域として差別化して産地づくりを目指すこと」、そして「化学肥料を5割削減する栽培を奨励し、硝酸態窒素使用を減らすこと」、これらの取り組みを行う考えはないか市長の見解を伺います。

以上、一旦降壇いたしまして、積極的なご答弁をお願いいたします。

○議長（三田敏秋君） 市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。それでは、竹内議員の2項目のご質問につきまして順次お答えをさせていただきます。

最初に1項目め、国民健康保険税についての1点目、200万円の所得で77万円の支払いでは子育てはできないのではとのお尋ねについてでございますが、給与所得者で所得が200万円の場合、収入は311万円程度となりますが、国民健康保険税につきましては所得や世帯員の状況に応じた負担をお願いしているところであります。また、本市におきましては、子育て世帯に対しまして、高校3年生までの医療費助成制度や子どもが3人以上いる世帯の保育料軽減制度など安心して子育てができるようさまざまな子育て支援策を講じているところでございます。

次に2点目、国民健康保険加入者の多子世帯に少子化対策として3人目からは佐渡市のように均等割を負担なしとして実施できないかとお尋ねについてでございますが、佐渡市では昨年度から18歳以下の子どもが3人以上いる世帯について、3人目以降の均等割を100%減免する制度を設けて実施をいたしており、減免を申請した方は該当世帯の約3分の1であったと伺っております。多子世帯など加入者が多い世帯の国民健康保険税の緩和措置として、所得の低い世帯につきましては均等割と平均割を7割、5割または2割軽減する制度を国で設けており、多子世帯を含む子どもがいる世帯への支援のあり方についても国が行っている国民健康保険の制度設計の中で検討されていくべきものであると考えておるところであります。

次に2項目め、農業再生と食品の安全についての1点目、市の学校給食パンの製造原料は国産であるか、また国産小麦パンや米粉パンに変える考えはないかにつきましては、教育長に答弁をいたさせます。

次に2点目、農民連分析センターの報告によると、除草剤成分であるグリホサートの影響は長い期間かかって発達障がいを引き起こすとのことだが、見解はとのお尋ねについてでございますが、現在国際的にさまざまな機関で研究がなされており、ご質問にあるような関連性を指摘する研究結果が発表されていることもあり、本市といたしましては最大限リスクを回避するため、子どもたちの安全面から保育園を初めとする子育て関連施設における除草剤の使用についてはこれを使用禁止といたしておるところであります。

次に3点目、ネオニコチノイド系殺虫剤を市の一斉防除で使用せず、ミツバチに優しい農業を目指す地域として差別化して産地づくりを目指すこと、また化学肥料を5割削減する栽培を奨励し、硝酸態窒素使用を減らす取り組みを行う考えはないかとお尋ねについてでございますが、近年の異常気象等により岩船米の品質低下が懸念されており、特にカメムシ類による斑点米の被害による格落ちも一定程度あることから、一斉防除は重要な管理と認識をいたしておるところであります。一斉防除の実施主体である村上市病害虫防除協議会といたしましては、国において登録されたネオ

ニコチノイド系の農薬についても使用しておりますが、ミツバチに被害がないよう農薬取締法の遵守義務基準や周囲の環境等への配慮すべき基準に基づき、一斉防除の実施時期や散布エリア、使用薬剤等について養蜂農家への周知を徹底しており、防除期間中には巣箱の移動をお願いするなど注意喚起を行っているところであります。ネオニコチノイド系殺虫剤の不使用で差別化することが産地づくりに直接つながるとは考えておりません。また、硝酸態窒素を減らした化学肥料の5割削減栽培の推奨についてですが、消費者の安全・安心な農作物に対するニーズの高まりへの対応や農業の自然循環機能の維持増進、農業生産に由来する環境への負荷をできるだけ低減するために重要な取り組みであると認識をいたしております。県では、国の特別農産物に係る表示ガイドライン及び新潟県特別栽培農産物認証制度に基づき、申請があった場合には適切に審査・運営を行っているところであります。なお、硝酸態窒素による健康被害との関連性については、本市や県において知見を持ち合わせておりませんので、国の動向を見守ってまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） おはようございます。

それでは、竹内議員の2項目め、農業再生と食品の安全についての1点目、市の学校給食パンの製造原料は国産であるか。また、国産小麦パンや米粉パンに変える考えはないかとお尋ねについてでございますが、本市の学校給食のパンは新潟県学校給食会から仕入れた小麦粉を原材料に市内及び一部県内のパン取り扱い業者に納品していただいております。新潟県学校給食会では、国の検査を受け、市場に流通している外国産小麦粉を仕入れている現状であります。新潟県学校給食会は安全・安心な給食の提供のために学校給食用物資の供給を行っている公益財団法人であり、国の検査を受けた小麦粉を仕入れていることから、引き続き新潟県学校給食会を通した小麦粉の使用を行っていきたいと考えております。米粉パンにつきましても、新潟県学校給食会から仕入れた県内産の米粉を主原材料に、市内や一部県内のパンを取り扱っている業者から納品していただいております。年に7回と回数は多くありませんが、給食で提供しており、今後も同程度の回数で継続して行っていきたいと考えております。

私のほうからは以上です。

○議長（三田敏秋君） 竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） それでは、再質問させていただきます。

7月の議会でもこの問題取り上げたものですから、その際に市民の方から指摘をされたのは、協会けんぽと言うけれども、協会けんぽと国民健康保険の制度とどう違うのかという質問がありました。質問された方は、かつて共済組合の保険に加入されていた方でありましたので、わからないのも無理ないのではないかなと思ったのですが、いい機会ですので、税務課長さんちょっと説明、保健医療課長さんがいいのか、どちらかあれですけれども、ちょっとお願いいたします。

○議長（三田敏秋君） 保健医療課長。

○保健医療課長（信田和子君） 国民健康保険に関しましては、国の制度で行っているものでございますので、公費負担が国から出ております。あと公費負担のほか、市の国保税の目的税である国保税である目的税を財源にして行っている制度でございます。一般の社会保険の協会けんぽとはそこが大きく違うところだと認識しております。

○議長（三田敏秋君） 竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） 要するに、協会けんぽに入っているというのは、私が理解するところだと、どこかの会社にお勤めの方はそこに社会保険、厚生年金制度があって、保険のほうは社会保険になるわけですが、一般の会社というのが新潟県協会健保組合をつくるのでしたか。その辺ちょっとお願いします。

○議長（三田敏秋君） 保健医療課長。

○保健医療課長（信田和子君） 済みません、協会けんぽの関係につきましては、詳しい細かいことまで今ここで発言するような内容承知しておりませんので、申しわけありませんが、お答えは控えさせていただきますと思います。

○議長（三田敏秋君） 竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） 要するに、赤ちゃんが生まれると国民健康保険に加入されている方は、均等割が自動的に1人ふえるわけですが、協会けんぽ、いわゆる事業所などで加入している社会保険にはそういう負担はないわけですね。ないと言ってもらえばいい。

○議長（三田敏秋君） 税務課長。

○税務課長（建部昌文君） 国民健康保険の場合は、世帯単位で加入者の数、収入、年齢などにより算出しますし、協会けんぽの場合は個人単位で収入、年齢等により算出します。協会けんぽのほうは、何人いても保険料は変わらないのですけれども、国民健康保険の場合は被保険者数によって保険税が均等割等が加算されるということでございます。

○議長（三田敏秋君） 竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） 資料でお許しをいただいて配付したのですが、これを見ますと、所得自体、それから滞納世帯のことについて、とても収入の低い方が入っておられるわけですが、滞納世帯についてもお調べいただくようにということをお願いしたのですけれども、子どものいる世帯で資格証になっている世帯というのは、法律で禁止されていますからゼロなのですけれども、子育て世帯で短期証を保有している世帯というのは何件ありますか。お願いします。

○議長（三田敏秋君） 保健医療課長。

○保健医療課長（信田和子君） 資格証該当者の中で短期証の子どもさんについては、13世帯17人でございます。

○議長（三田敏秋君） 竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） これも佐渡市の例なのですけれども、13世帯、要するにかなり税金を滞納するぐらいお困りの世帯なわけでありましてけれども、これらの何で資格証を該当世帯に配布しなくなったかという、社会問題化して、つまり学校で子どもがぐあいが悪くなったときに保健の先生と一緒に病院へということになるのですが、そうすると資格証だとそのときに全額払ってこなければならぬということ、非常にこの子どもの人権上、子どもは簡単に言えばかわいそうだということが社会問題化して、それはやめるようにということになっているかと思えます。今13人とおっしゃいましたか。せめてどうでしょうか、この短期証を普通の保険証に変えて子どもの困窮されているご家庭の子どもたちには短期証、正規の保険証を持たせるようなことはできないでしょうか。市長にお伺いします。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 議員ご指摘の部分につきましては、非常にさまざまな視点があるのだろうというふうに思っております。まず、1点目が国制度に基づくものであること。我々は、やはり一定のルールの中で行政事務を進めなければならないという使命を負っているわけでありまして、それがまず1点だというふうに思っております。しかしながら、現在全国市長会を通じてこの国保税に係る均等割部分については、国の責務において軽減措置、これを図るようというふうなことの要望を我々同士一堂こぞって国に対して要望をしているところであります。まずこれが1つの取り組みであります。

また、今回ご提案のありました佐渡市さんの事例、当然これはあり得ることなのだろうというふうに思っておりますけれども、これまで私もたびたびこの件に関しましては発言をさせていただいたところでありますけれども、政策的な事務としてこのところに対応することはあり得るのだろうということを過去にも発言をさせてもらっております。したがって、現在そういった部分も含めて、これはあくまでも国保税会計のところへ一般財源を繰り入れしてやるということではありませんが、何らかの方策を講ずることはできないかということの指示はさせていただいております。これは、政策的に必要だという判断に至ったときにそういうことでご提案をすることも可能になるかなというふうには思っているところであります。

○議長（三田敏秋君） 竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） ありがとうございます。

市長会では、高橋市長さんはたしか副会長さんということであったかと思えます。積極的にこの国保の問題取り上げられて、県知事会とも一緒になって要望されているということ感謝いたします。今後とも努力をお願いいたします。

それで、住民の皆さんからの声を少しご紹介申し上げたいと思います。私どもの仲間が朝日地区の方にお聞きした切実な声だと思うのですが、1つは、子どもさんというのは、高齢者の方でありましたが、ご婦人の方であったということですが、聖籠町が子育てに保育園は無料だし職場から

通うのも便利だからということで引っ越されてしまったということで、その家の後継者がいなくなった、孫がいなくて寂しいということで、私たちは共産党の仲間だったものですから、子育て支援を村上市が今少子高齢化が大問題となって1番目に取り組まなければならないということで頑張っているのですよというふうにお話をしてきたということでもあります。それで、私の全く身近で起きたことなのですけれども、子ども、孫がちょっと発達障がいがある子どもだったものですから、そうするとそういう点ですぐれているのは新潟市内の学校だと。いわば中学校から高等部というふうになるということだったのですけれども、そうするとそちらのほうがいいと。働いている場所は、村上なのですけれども、そちらにどうしても行きたいということで転居してしまえというようなことが身近でもありまして、非常にショックだったのですが、ですからいわゆる障がいの教育の問題もそうですし、子育てという点でも身近なところで市民の皆さんが悩んでおられる。つまり、この地域に住んでいる人が若い人たちが移ってしまうので、移住してしまうので、それでは少子化はとまらないだろうと思います。そういう声があるということ、今研究しているというふうなお話を7月にもお聞きしましたが、ぜひとも実現していただきたいと思います。村上市がやっぱり子育てするなら村上市ということで若い人たちに言われるような村上市になってほしいなど。思いは、きっと市長と同じだと思うのですが、そういうふうに思います。

それから、子どもの均等割の減免が広がっているということでは、これはご紹介にとどめますけれども、3月の時点で全国で25の自治体が3月5日の調べでわかったということでありました。新潟県は佐渡市、お隣では福島県相馬市、白河市、新潟県に接しているところはそれぐらいです。石川県もやっているところあるようです、あと埼玉県とか。ぜひとも減免の努力をお願いをいたします。

続きまして、次の問題、安全・安心の食品とそして農業再生ということで再質問をさせていただきます。いきなり農民連分析センターとかいうことでご紹介申し上げましたけれども、私も農民連産直センターに新潟産直センターに所属をしてふるさとネットワークという米屋さんあるいは商店さんをつなげるようなそういう販売ルートをつくっているのですけれども、毎年8月末と9月の最初ぐらいに大阪と東京で米の交流会というものを行います。そこに参加いたしまして、私は今回は東京の米の交流会、8月の末でしたが、こちらには九州から北海道までの米の生産者、そしてまちな米屋さん、販売店さんあるいは卸しさん、それから業界関係の方、関連する袋つくっている会社の人とかそういう方が100人程度集まりまして、私は岩船米を紹介すると。あと北陸の皆さんと一緒にこの交流会で紹介してきました。その中で話し合われたことをちょっとお話ししたいと思います。

皆さんから言われたのは、米屋さん、卸屋さんから言われるのは、昨年新潟は不作で、あの人たちは玉と言うのですけれども、米、玉が入らなくて大変困ったと。ことしはどうですかということで聞かれました。一緒に行った仲間が村上は大丈夫ですと。地震の報道ありましたが、農地にはほ

とんど被害がなくて、今のところ順調に育っていて、間違いなく去年よりは作柄はいいだろうと。ただ、心配されるのは、今後の台風の動きで、それだけが心配ですというようなことで話、報告してくれました。あと米屋さんから言われたのは、とにかく従来ずっと言われていたのは、顔の見える米づくりをしてほしいのだということで、米の袋に生産者の顔の写真張ったり、ご本人がアピールしたいことを書いたりして販売しているのですが、非常に好評で、やっぱりまちの米屋さんというのは、今どき米屋だけで生きている人はほとんどなくて、酒屋さんと兼業していたり、プロパンガスの販売とかほかの仕事もしているとかいう人もいるのですが、かつて目黒区の米屋さんにお尋ねしたことあったのですが、見上げるような十何階建ての大きなビルの一角でビルのオーナーで、それでも頑固に前かけして米屋さんしている方でありましたが、やっぱり自分たちの戦後の原点を守って商売やっていきたいのだというようなことをおっしゃっていたのが印象的だったのですが、ですからとにかくもう頑張って後継者を育ててこれからも米を届けてほしいし、生産者をふやしてくださいと、仲間をふやしてくださいと言われました。そこで、米屋さんから一貫して言われているのが特裁米でなければ買わないよという話でした。業務用米に近いようなものであれば特裁米でなくてもいいというふうにもお話伺いましたけれども、なので、特裁米を村上市流にアレンジして、新潟県がやってくれているのですけれども、たしか朝日地区で合併する前に検討したようなことがあったかのような記憶があるのですが、村上市認証の特色あるような特裁米制度なんかは、ワッペン、シール張るとかでもいいですし、検討できないでしょうか。

誰がいいのか。副市長よくわかるから副市長かな。最終的には、市長にお願いします。

○議長（三田敏秋君） 副市長。

○副市長（忠 聡君） 米の販売、生産から販売につきましては、農家の皆様方が一生懸命努力されてそれぞれ取り組んでいるということは、私も承知をしてございます。中でも家庭食において品質の高い、しかも安心・安全な米ということで、そのニーズも一定程度あるということは認識をしてございます。市といたしましても、そういったこだわりの栽培、そしてまたそれを必要とする消費者の皆様方へお届けする手法として、マッチングフェアというものに参加するよう、そこにはある意味での支援を申し上げながらあるいはそういった場づくりもしながら進めているということでございます。

認証につきましては、国あるいは県の制度がございまして、あとGAPといういわゆる生産工程を明らかにするというような取り組みで、それをもって安心・安全を確保するという一方で、まさに顔の見える流通体系というものもあるということもございまして。ただ、市独自で認定するというふうな取り組みをするときに、その基準を何にするかということとそれをどういう形で消費者の皆様方にお知らせするかということについては、やはり今ある制度の中身をさらに十分に検証しながら、市で制度を設けた場合、それがどのような効果を持つことになるのかということについては、やはり十分な検証が必要なのではないかなというふうに思います。それぞれの地域でそれぞれの地

域がさまざまな活動があるいは展開をしている中において、特色をいかに出すかということについてはやっぱり慎重に考えざるを得ないのではないかなというふうに思います。ただ、取り組みとしては、一つの方法としてはあるのかなという受けとめ方でございます。

○議長（三田敏秋君） 竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） もう少しですから、では次に安全・安心の学校給食お願いしたいということで再質問したいと思います。

このデータは、お届けしたかと思ったのですが、日本臨床環境医学学会の特集ということで、これは配付できない資料なのであれですが、要約して、最初の表題に木村・黒田純子さん、黒田洋一郎さんというドクターが研究成果を発表なさっているわけですが、要約すると日・米・韓における自閉症、ADHDなど発達障がい児の急増は、遺伝要因ではなく、環境要因が主な原因であることが確定的となってきた。自閉症関連遺伝子は、最近までに数百も見つかり、これらの変異の組み合わせにより個人ごとに異なる発症しやすさを決める遺伝子背景を構成している。増加の環境要因は多様だが、発達障がいの増加に先行する農薬など環境化学物質汚染が疑われる。農薬やPCBなど環境化学物質の発達障がいとの因果関係を示す論文や疫学報告も数多く蓄積している。胎児期、小児期における多種類の環境化学物質の暴露は、脳発達に重要な神経情報伝達系、ホルモン系、免疫系の攪乱や新規のDNA突然変異を介して特定の神経回路、シナプスが形成異常を起し発達障がいを発症すると考えられる。日本人全員が各種環境化学物質に常時多重複合暴露している最新データもあり、放射能汚染もあわせ感受性の高い子どもへの影響が懸念される。これが米の売り買いのときに張った所長からこの内容で紹介があったわけなのですが、マスコミで紹介されてきたという点では、有吉佐和子さんでしたか、「複合汚染」という小説とかあるいは「沈黙の春」という小説も衝撃的に環境悪化の問題を警鐘を鳴らしていたわけですが、ベトナムの枯れ葉剤の使用の結果、体が奇生児として生まれて、最近ドクちゃんのほうでしたか、日本に來られて講演されたりしたということがあったかと思いますが、ネオニコチノイドというのは有機リン系、枯れ葉剤というのは有機リン系だということだったわけですが、有機リン系の除草剤は今ほとんど使われなくなって、それにかわるということで新しいニコチノイドということで使われるようになってきているということなのですが、できるだけ、完全になくすということはかなり困難でもそういう努力をしていくということはとても大事だと思うのですが、村上市の農産物についてあるいは使用する問題もありますけれども、まず食べる問題、食する問題もありますが、村上市というのはそういうことに配慮して努力するところなのだということで、減らすという方向性についてはいかがでしょうか。

市長、ご意見伺いたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） それぞれの研究機関がいろいろな形でそういったジャンルのことについて研

究結果を公表されている状況であります。その中において、我々が指標とできるものはやはり国機関におけるその認可、そういったことが大きな指標になるわけでありますので、そういったところを踏まえてやはり地域経済を、農産業も含めてであります、進めていくということがまず1点だというふうに思っております。しかしながら、そういった例えばないところにそれを、ゼロのところに入れて、使うということになりますと、足すことになるわけでありますから、それによるやはりリスクというものはこれはゼロではないわけでありますので、それが解消できるものであるならば最大限リスクを排除していくというのが我々の立場というふうに思っております。そのところをしっかりと注視しながら、最大限の関心を持ちながら進めていくということが大切だというふうに思っておりますので、議員ご指摘のとおり、最大限そのことに配慮をした、産業振興を含めてであります、行政事務を進めていくということに取り組みをしていきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） 教育長にお伺いしたいと思います。

外国産の農産物、小麦でも大豆でも輸入されてくるし、それは給食会が国の判断のもとに使用してもよいというものを使っているのだというお話ございました。それで、まず象徴的に私聞いてショックだったのは、気候のいいところで大豆育てていると大豆は〔質問時間10分前の予告ブザーあり〕枯れないので、頭から除草剤かけて枯らすのだというのです。これにはびっくりしました。あと遺伝子組み換えの大豆でそういうことが行われているということもありますし、小麦でも収穫後に、日本の稲づくりだと絶対やらないわけですけれども、収穫期直前に薬をまくなどということはしないのですけれども、やってはならないことになっていきますけれども、それが小麦なんかでも行われているということでびっくりしていました。

簡単なこととお伺いしますけれども、少なくとも村上地域で産出されたお米とか県内のお米を学校給食会は恐らく使うかと思うのですが、なるべく米飯給食の数をふやせば子どもたちに安全・安心という給食を提供するという点では可能だと思うのですが、その可能性についてお伺いを教育長に伺いたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 最大限学校給食では、岩船産コシヒカリを中心とした米飯給食の回数を多く取り入れております。パンとか麺につきましては週1回、パンは例えば第1、第3、第5水曜日とか麺は第2、第4水曜日とか1週間に1回程度しか入らないのですけれども、やはり子どもたちにしてみれば非常に楽しみにしている。やはり御飯だけでは、給食の志向ということもありますので、安全・安心が第一なのですけれども、やはり同程度の回数、パン、麺は取り入れていかなければならないと思っております。

○議長（三田敏秋君） 竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） ありがとうございます。積極的な取り組みをお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（三田敏秋君） これで竹内喜代嗣君の一般質問を終わります。

午前11時まで休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前10時59分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（三田敏秋君） 次に、15番、平山耕君の一般質問を許します。

15番、平山耕君。（拍手）

[15番 平山 耕君登壇]

○15番（平山 耕君） 清流会の平山です。きょうこれで終わりなのですが、最後まで一生懸命やりますので、よろしくどうぞお願いします。私の質問は2項目です。

1番目、新潟北部洋上風力発電事業について。大成建設と本間組は、村上市及び胎内市の沿岸・沖合で（仮称）新潟北部沖洋上風力発電事業を計画しております。令和10年度の営業運転を目指しており、発電出力には最大50万キロワットを想定して、風力発電機数は単機出力は5,000から1万キロワット級の発電機を約50基から100基を設置する予定で、6月には環境影響評価法に基づき計画段階環境配慮書を環境大臣に送付しております。本市には、発表されてから現在までに説明会等の働きかけや胎内市との接触はあったのでしょうか。そして、市長はこれについてどう考えているのか伺います。

2番目、米政策の改革に伴う諸問題について。国は、昨年米政策の改革を打ち出しました。その内訳は、①、平成30年から国による生産調整目標数量配分を廃止（県のシェアは固定）する。2番目、稲作直接支払交付金を廃止、減収補填ならし対策を実施する。これは、認定農業者と集落営農を対象としたものです。水田フル活用の推進。特に飼料用米の多額な助成金による生産増を図る。4番目、米安定取引の推進と米穀周年供給、需要拡大支援事業の実施。5番目、低コスト生産のための農地中間管理機構による農地集積などが挙げられます。その結果、現場の農家は、経営面積当たりの損益分岐点がどんどん下がり、昨年は5ヘクタールの経営面積でも黒字にならない状況に陥る農家が續出しています。確かに当地域の稲作農家は、ほとんど兼業農家で、主業はほかに持っているので、基本的な生活の補償はありますが、大変な事態だと考えます。そこで、本市でも農業再生協議会を中心として2農協と連携して販売戦略や情報を交換して少しでも一般農家に有利になるような情報を提供できないか伺います。

以上2点を質問し、後で再質問します。

○議長（三田敏秋君） 市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） それでは、平山議員の2項目のご質問につきまして順次お答えをさせていただきます。

最初に1項目め、新潟県北部洋上風力発電事業についての1点目、大成建設と本間組の（仮称）新潟北部沖洋上風力発電事業計画に基づく計画段階環境配慮書の着手が発表されてから本市へ説明会等の働きかけや胎内市との接触はあったか。そして、市長はこれについてどうお考えかとお尋ねについてでございますが、ご承知のとおり本年4月に施行されました海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律により、今後は国が促進区域の指定を経て公募による事業者選定を行うこととなりましたので、促進区域の指定や公募以前の現時点において事業者から計画内容について本市への説明会等の働きかけはございません。しかしながら、胎内市とはこれまでも情報を共有しておりますので、この件につきましても連携して対応してまいりたいと考えているところであります。

また、昨日の嵩岡議員のご質問でもお答えいたしましたように、本県では新潟県洋上風力発電導入研究会を本年6月13日に発足をいたしており、本市といたしましてもこの研究会へ参画をし、国・県や関係団体等との連携を図りながら引き続き洋上風力発電事業導入について検討いたしてまいりたいと考えているところであります。このような状況の中で、事業者が本市及び胎内市沖の一般海域を発電適地として捉え、独自の事業計画を検討することは、国による促進区域の指定には必要な要件であろうと考えているところであります。しかしながら、本市といたしましては、その計画は地域ごとに異なるその特性に応じた計画であるべきと考えております。したがって、このたび県から意見を求められました計画段階環境配慮書に対しましては、鮭、マス、アユ、村上地域を特徴づける生態系であり、今後の環境影響評価における調査や知見等を収集し、それらを踏まえて評価項目として選定することの可否を検討すること。また、生息・生育環境への影響が懸念される場合は、環境保全措置を講ずることとして意見書を本年7月9日付で新潟県知事に提出をいたしておるところであります。

次に2項目め、米政策の改革に伴う諸問題について、農業再生協議会を中心として2農協と連携して販売戦略や情報を交換して少しでも一般農家に有利な情報を提供できないかとお尋ねについてでございますが、国の米政策の見直しにより、生産数量目標の配分が平成30年産から廃止になったことを受け、これまで村上市農業再生協議会において県、JA、農業委員会、農業共済組合、土地改良区、生産者など関係機関と連携し情報の交換を行うとともに、岩船米の基本戦略を定め、主食用米の生産数量目安を提示し、売れる米づくりから売る米づくりへの転換を行い、生産者の所得確保を図ることといたしているところであります。昨今人口減少等により家庭用途の米の消費需要

は減少していくと言われており、全国的に主食用米の過剰生産が懸念される中、一般農家への情報の提供につきましては、営農計画の意向確認等の際に国・県からの需要に応じた米の生産についての情報提供を行うとともに、産地交付金による支援内容や村上市農業振興事業補助金制度の周知をあわせて行ってきているところであります。引き続き需要に応じた米の生産・販売が重要と考えておりますので、国・県を初め関係機関と情報交換を行いながら生産者への情報提供に努めてまいります。

以上であります。

○議長（三田敏秋君） 平山耕君。

○15番（平山 耕君） ありがとうございます。

1番目の洋上風力発電なのですが、私は賛成の立場から申し上げているのです。本当は、日立造船を中心とした洋上風力発電がだめになったときは、本当に残念だと思いました。最初計画出たときは、これこそ村上再生のチャンスだと本当に思ったのです。だけれども、できなくなったときに本当に残念で仕方ありませんでした。それがまたもう一回胎内市のおかげで出てきたわけですので、そこで当然例えば工事が始まりますと、私はやると言っているのですけれども、工事が始まりますと岩船港が想定されるのです、岩船港の活用が。やっぱり岩船にとっても非常にインパクトのあることです。たとえ胎内市沖がメインだったとしても、村上市にも十分影響があると私は考えているのです。それで、環境問題については、確かに問題はあると思うのですけれども、そこで岩船漁協とかの話し合いは終わったのでしょうか。終わりましたか。なかったですか。

○議長（三田敏秋君） 環境課長。

○環境課長（中村豊昭君） この大成建設、それから本間組さんの件につきましては、現在先ほど市長のご答弁にもありましたけれども、国の法律が施行されてある一定のルールが定められたわけなのですが、そのルール上の動きということではございませんで、あくまでも事業者さんがやっていることなので、我々村上市といたしまして特段どこどことの調整を図るとかというふうな段階ではございませんので、漁協さんとも直接そういったことはしておりません。

○議長（三田敏秋君） 平山耕君。

○15番（平山 耕君） あくまでも新聞か建設新聞から拾ったことなのですが、確かにこの間については瀬波海岸から山形県寄りには岩盤地域でなかなか操業しにくいところではあるのですが、左側、胎内市側は割かし遠浅というか、砂地なので、基盤はつくりやすいと私考えています。大体予定されているのは、胎内市の沿岸沖合約9,636ヘクタールで計画されておりまして、風車の形状は普及率が高く、発電効率が最もよい3枚翼のプロペラ型風力発電機として、ローター直径は130メートルから200メートル、ブロード中心までの高さは平均海面から90メートルから130メートル、最高の高さは160メートルから220メートルまで行くというような構造になっているみたいです。地層構造は着床式とし、モノパイル方式で検討を進めているみたいです。そして、その構造は重力

式またはジャケット式の基礎構造を採用するというふうになっています。その中にそれができますと、その風力発電ができますと当然変電施設とか送電線系統または連系地点の設置費とかもありますので、構造の詳細は現在検討中とありますけれども、それについても建設工事が始まりますと当然作業員とかそれとも作業船の発着とかについて岩船港が多分想定されるのです。そうすれば必ず我が市にとっても経済的な恩恵はあるはずなのです。そう思うと、やはりどう見ても進めるべきだろうと。進めるというか、積極的に協力すべきでないかなというように私は思います。

風力発電は、特にヨーロッパではもう主体になっていまして、特に海上風力はデンマークとかドイツは、本当にそれが進んでいるのです。高さ200メートルから300メートルぐらいという想定をしています。そういう面でもし特に日本は、海に囲まれていますので、特に日本海側は風力が高い、風力があるわけですので、チャンスだと思うのです。今秋田県沖が有望視されていますけれども、この新潟県でも季節風は吹きますし、風力は十分あると思います。だから、我々はやっぱりこの地域の特性を生かした風力発電というものを積極的に考えていくべきだと思います。この計画は、村上市、胎内市双方に多大なメリットのあることなので、お互いに連絡を密にして慎重に進めてもらいたいと考えますけれども、市長どうですか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 議員ご指摘の今回の事業計画につきましては、私も概略は説明をいただいておりますので、聞いているわけでありまして、まず1点、今回の法律の施行に伴いまして、これは国が促進地域を指定をして、これは国のエネルギー政策としてやっていくということの意思のあらわれだというふうには思っておりますので、そうしたことを国・県、また地元設置エリアになります自治体とがしっかりと連携をしてそのエネルギー政策を推進していくという形がまず1つ必要だなというふうに思っております。その中で、また議員のご発言の中でご発言のありましたバックヤードとしての地域経済の振興、これはまさにあるのだろうというふうに思っております。現在うち村上市管内でも高速道路の整備事業という大きなプロジェクトが動いています。このことによって地域経済が確実に動く。これは、過去の多くの事例の中でもそれは明らかになっているわけでありまして。そうなると思います。この事業期間をどういうふうな形で捉えていくのかというのは、これからのマネジメントということになるというふうに思っております。そういう意味においては、我が村上市が今後持続可能なまちづくりを進める上において一つのしっかりと取り組みを進めなければならない大きな政策の1つであろうということは私も認識をいたしております。それと同時に今回実は、この計画段階の環境配慮書、これについて県のほうから地元自治体としての意見を求められました。前回の事業を推進する。これは、私どもも議会からのご議決をいただきながら進めてきたわけでありまして、その中においてやはり地域の特性として持っている産物、これについてはしっかりとそれも維持していかなければならない。この両側面があるわけでありまして、今回鮭・マス・アユの部分については特に言及をさせていただきました。ですから、こうい

ったところを全てクリアしていくということがこれからのプロセスの中で求められていくのだろうということであります。それが全て懸念材料が払拭された場合においては、これはぜひ進めなければならぬという立場は今も変わっていないというところでございます。

○議長（三田敏秋君） 平山耕君。

○15番（平山 耕君） もしこの計画が現実となれば、岩船港はもとより、塩谷海岸のあたりもかなり立つと思うのです。そうすると、今波浪で塩谷は困っているのですけれども、そういうものが少しは軽減されるのではないかというふうな気もします。そんなこともあって、瀬波というか岩船から塩谷そして胎内に向かう地域は、風力発電に適した地域だろうと考えています。ぜひともひるまないで進んでもらいたいと思います。

そして、この会社は、大成建設、本間組は、この事業を通して地域社会、そして地域産業の健全な発展をし、エネルギー自給率の向上、地球温暖化対策に寄与することを目的としているとなっております。さらには、観光にも一役買ってこれそうな気がするのです。やはり自然エネルギーですから、これはやっぱり大事な要件だと思うのです。もちろん環境は大事ですけれども、そのことがクリアしたらぜひとも肅々と進めてもらいたいと思います。このことについては、これで終わります。

次に、本市の農業生産について申し上げます。本市にも農業再生協議会というものがあると思うのですけれども、その運営には問題はないですか。副市長どうですか、あなたその責任者ですから。

○議長（三田敏秋君） 副市長。

○副市長（忠 聡君） 農業再生協議会の会長を仰せつかっております。両JAさんも含めて、先ほど市長答弁にもございました農業委員会、農業共済組合、そして土地改良区、それから認定方針作成者、この方々というのは農業生産に携わっている方と米を年間300トン以上扱う業者さんがその認定方針作成者というものでございますけれども、これが構成されております。平成30年産から米の生産調整は、国による生産調整はいわゆる廃止ということになりましたけれども、さらにそれを受けて、やはりこの村上市の米生産含めた農業全体がどうあればいいかというようなことをしっかりと議論する場として大変重要なものだというふうに思っておりますし、十分な話し合いがされているということで今進めてございます。

○議長（三田敏秋君） 平山耕君。

○15番（平山 耕君） 確かにその中には、転作があったほうが方針作成者という方がいてその方も入っていたと思うのですけれども、今は別にもう転作はないわけですので、その方いませんよね。その中で、やっぱりなかなか我々一般の農家にはそういう情報は入ってこないのです、意外と。私も認定農家だったころは、結構来たのですけれども、今はもうやめましたから来ません。だから、よくわからないことたくさんあるのです。そうしたことをやはり市だけではなかなか無理ですから、農協でも通してでもやっぱり一般農家に今こういう状況あるよということを知らせる必要があると

思うのですけれども、いかがですか、このことについて。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大滝敏文君） 各農家への情報提供につきましては、今ほど副市長が申し上げましたとおり、認定方針作成者に両JAさんが入っております。認定方針作成者から農業再生協議会の情報は各農家に伝わっているものというふうに認識いたしております。営農計画書を送付する際あるいは営農計画書の控えを送付する際、各認定方針作成者、いわゆる両JAさんから各農家へそれを配布していただいております。その中に国あるいは県の農業政策の情報、それから市の単独事業、こういったもののチラシも同封させていただいておりますので、当然それぞれ農家に重要といえますか有利な情報ということの周知はさせていただいているところでございます。

○議長（三田敏秋君） 平山耕君。

○15番（平山 耕君） 先ほど私なかなか一般農家は、去年あたりは5ヘクタールの経営でも黒字になりにくいと言いますけれども、なぜそれでもつくっているのかといいますと、その方たちは当然米のそういう販売代金も必要でしょうけれども、それよりも農地を守る、その財産を守るというのが頭にあってやめるなどということは考えないのです。そこまで行かないのです、頭に。だから、損をされていて赤字でもつくるといようなことがあると思うのです。それはそれで。だけれども、それだっていつまでも続くわけないのです。あくまでも赤字が続けばやめると思います。そうしたときに、何かそれを受け手の側がそんなにはいないのです。あっという間に消えると思います。それがこの10年だと、今後10年だと私は考えています。そんなときにどのような対処をするのかというのをみんな大農家が請け負える範囲というのはやっぱり決まってくると思うのです。そんなに無限に受けられるはずがないのです。施設によるとやっぱり30ヘクタールから50ヘクタールぐらいではないかなというようにも言われていますけれども、副市長、あなたもそんなこと把握していますか。

○議長（三田敏秋君） 副市長。

○副市長（忠 聡君） 現実的にやっぱり農地流動、いわゆる集積は進んでいるかというように思います。新しい数字は、後ほど産業建設課長からということになりますけれども、農地中間管理事業がスタートいたしました。これによってさらにこういう農地流動は進むものということで認識をさせていただきます。先般ある大学が計画しておりますセミナーのチラシを見ましたら、なお10年後には100ヘクタール規模の経営が相当数出てくるのではないかなという状況がございます。本市においても、農業生産法人、いわゆる土地利用型の農業生産法人は約50社を数えておりまして、この平均面積は1形態当たり40ヘクタールほどというように今認められておりますけれども、この傾向はさらに進むのだろうというふうに思います。その中で、今議員おっしゃいますように、それをしっかりと農地を受けて、しかも経営が安定し、そこに働く者たちが生活に足りる所得を得るといような構造をやはりつくっていかねばならないのではないかなと。これは、本市にとりまし

ても、日本の土地利用型農業、いわゆる水田農業の大事な部分であろうというふうに認識をしてございます。ただ、頑張っている家族経営もこれは地域の中での重要な存在でもありますので、そことのバランスを考えながらその時代に合わせた施策を的確に打っていく必要はあるのではないかなというふうに思います。

○議長（三田敏秋君） 平山耕君。

○15番（平山 耕君） 確かに法人化された生産組織もちろん大事ですけども、家族農業をやっている方たちもやっぱり大事だと思います。私が見るところによると、やっぱりどんどん、どんどん集積が進んで、できないのを無理してやっているようなことも見受けられるのです。そういう家には、やっぱりさらなるお互いに貸し手側も借り手側も手助け、お互いに思いやるような心が大事なのではないかと思います。

それと、耕作条件とは、反当たりの賃貸料、賃借料というものが大体示されていますけれども、神林ですと1反当たり1万8,000円なのですけれども、でも荒川だと1万4,000円ですよね。違うと思うのです、やっぱり。本当に全国的に見ますともっと少なく、7,000円とか5,000円とかもあるのです。そういうところと競争しなくてはいけないのです。そうした場合において、これからはやはり借り手側のほうがちょっと有利に持っていかなないとなかなか受け手側は進まないのではないかと、受けられないのではないかなという気がします。そんなこともあって、再生協議会そういうことをよく話し合ってもらいたいと思います。どうですか。

○議長（三田敏秋君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（小川良和君） 今ほどの賃借料等の関係にしましては、平成24年までは国のほうで法的に公表していた部分ありますが、その後なくなりまして、今現在は参考賃借料という形で再生協議会を中心とした各地区で協議した中で今平山議員が言われる賃借料を表示させていただいているところでございます。ただ、この賃借料につきましては、受け手の農家だけではなくて、出し手側の農家の方からも参加いただきながら双方の意見を踏まえた金額ということで出させておいてありますし、地域の農業情勢に応じた形での金額というふうな形で考えております。

以上です。

○議長（三田敏秋君） 平山耕君。

○15番（平山 耕君） 米の需要は、主食用米857万トンから761万トンまで減少しています。けれども、飼料用米が11万トンから110万トンになっています。我々の感じですと、飼料米そんなにふえているとは思えないのだけれども、村上市全体で飼料米はふえていますか。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大滝敏文君） 飼料用米の作付につきましては、昨年度216ヘクタール作付がございまして、昨年度といたしますか、平成29年産米です。平成30年産米につきましては、209ヘクタールということで若干減ってございますけれども、国のいわゆる戦略作物の中では飼料用米が一番多い作

付面積となっております。

○議長（三田敏秋君） 平山耕君。

○15番（平山 耕君） そのことなのですけれども、その政策がずっと続くのであれば飼料米はふえると思うのですけれども、やっとな軌道に乗ったかなと思えばまた変わっていくことがリスクとしてあると思うのです。そうしたので本当に飼料米がこのまま続くのであればいいのでしょうかけれども、なかなか面倒だとは思っているのですけれども、どう思いますか。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大滝敏文君） おっしゃるとおり、飼料用米につきましては国の交付金が大多数与えられてございます。この交付金制度がいつまで続くのかやはり危惧される声も聞こえているのは事実でございますが、今現在は国といたしましても、いわゆる耕畜連携というふうなこともあり、飼料用米には力を入れているということで、主食用米から飼料用米への転換・誘導、こちらもございますので、村上市といたしましても引き続きこれに取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（三田敏秋君） 平山耕君。

○15番（平山 耕君） 地域農業ビジョンによる戦略的拠点確保ということなのですけれども、多様なニーズと流通ルートを通じた販売を軸とした経営、生産ありきから利用と販売への経営というふうにこれから進んでいくと思うのです。そうした中で、やっぱり個々の農家というのは、そこまではなかなか頭が回らないと思います。そうしたときに市の力も大事だと思うのです。当然商売であれば個々の自己責任で完結するのは当たり前です。そうしたわけにはいかないのではないかとというような気もするのですけれども、その点いかがですか。

○議長（三田敏秋君） 副市長。

○副市長（忠 聡君） 米の需要が年間10万トンずつぐらい最近では減っているということでございます、主食用米。それは事実でございますし、その傾向はしばらくこの先も続くのだろうということが懸念をされておるということでございます。今おっしゃいましたそういった状況の中で、飼料用米も含めてではありますけれども、家庭食用のいわゆる高品質なお米からさらには業務用米と言われるこの村上市で言えばコシヒカリ以外の品種もどんどん、どんどんふえてきているのも事実であります。経営規模の拡大と合わせて多様な品種を経営の中に取り入れることによって作業効率が上がる。その結果生産コストが下がるということで、それは経営にとってプラスに働いているというように思います。行政といたしましては、そういった情報を提供すると同時に、先ほど申し上げた2つのJAさんも含めた認定方針作成者が農家と情報を共有しながら、それをしっかりと農業者に伝えていただいて、そして全体としてその生産された米を中心とした農産物を確実に消費地に届けるというそういう仕組みをつくり上げるというのが一番重要なのではないかなと思います。したがって、ご指摘をされております再生協議会の中で、両JAさんにはしっかりとJAとしての地

域農業戦略を確立していただいて、そして行政と団体が手を取り合いながら地域全体の農業振興を図る。これがまさに今とるべき重要な取り組みになるのではないかなと思います。

○議長（三田敏秋君） 平山耕君。

○15番（平山 耕君） 確かに家庭食から業務用、外食または中食と言われるところにシフトしています。特にそれは、業務用の米が最近どんどん、どんどんふえています。でも、その業務用の米は十分比重あるのだけれども、なかなか1社の大きな農家では対応し切れない。やはりお互いに手を結んで取り組む必要があるのではないかなと思います。なかなか個人個人が、それは確かに農協もやっているのでしょうけれども、一般の法人農家が手を結んでそれに取り組むということが大事なのではないかなと思います。そして、今現在農協のカントリーエレベーターなのですけれども、あいているのです、今。結構稼働率が下がっているのです。4割ぐらい、40%から50%ぐらい下がっている場合もあるのです。そのカントリーエレベーターを利用してそこで保管して出荷するというような形態はとれないものでしょうか。

副市長、どうですか。

○議長（三田敏秋君） 副市長。

○副市長（忠 聡君） ご指摘のようにJAさんが管理運営をしている市内にありますカントリーエレベーター、この稼働率がそれほど高くないということは承知をしております。今この平成31年度、令和元年度の事業で国の事業をいただきながら、ソフト事業でありますけれども、市内の農業生産者が連携をして、そして生産コスト引き下げのための取り組みをしている。その一環の中にJAさんの施設を有効活用させていただき、そういったことも提案をし、今これから協議に入ろうかというようなそんな段階にも来てございます。市内にある効果的なものをより有効に使いながら農業者のそうした生産コスト低減を図りつつ、そしてある程度まとまった量を消費地の中にしっかりと届けていく。この取り組みは、本当に重要だというように認識してございます。

○議長（三田敏秋君） 平山耕君。

○15番（平山 耕君） そういうことができるのは、例えば神林農協、岩船農協単協だけではできないのです。やっぱり市が中に入って話し合いをするということが大事だと思います。やっぱりそうした……これから担い手の高齢化により今後急激にやっぱり変わっていくと思うのです。そして、だけれども、世界的に見れば人口は増加して経済も成長します。だけれども、日本の人口は減少し、高齢化し、経済は停滞から衰退へと行くと思います。そうした中で、仮に今現在は日本は食料を買えるところにあります。だけれども、これからは買い負けするという事態が出てくるとも限らないのです。したがって、農地を守るということは本当に大事なことだと。これから日本がどうやって生きていくか。非常に難しいのですけれども、その中でやはり個々の〔質問時間10分前の予告ブザーあり〕地域が頑張って農地を維持する、農業を維持するということが大事だと思うのですけれども、副市長いかがですか。

○議長（三田敏秋君） 副市長。

○副市長（忠 聡君） 世界の人口は、どんどん、どんどん膨らんでいるというふうな状況にあつて、地球的には食料危機が訪れるのではないかなというそんなことも聞こえてございます。今議員おっしゃいますように、先祖から受け継いできたこの優良な農地、本市には7,300ヘクタールの水田、そして畑がございます。これを後世にもしっかりと伝えながら有効に活用できるように、そうしていくというのが我々の今の努めかというふうに思います。生産構造はどんどん、どんどん変わっていきますけれども、その将来を見据えながらこれからしっかりとした農業政策に取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（三田敏秋君） 平山耕君。

○15番（平山 耕君） それで、山間地の農地についてちょっと質問するのですが、山間地の農地を維持するにはやはり圃場整備というのは避けて通れないことだと思うのですが、例えば飼料米をつくるのであれば、飼料米のかわりにもっと別な作物をつくるとすれば、畑地にしてもいいわけなのです、畑地にして。ならして大きな土地にしてやれというようなことも可能になってくると思うのです。そうしなければ、多分維持できないでしょうと。維持できないと思います。今のままの米をつくる体系であれば、早晚もう無理でしょう、維持するのは、どう考えても。そうしたこともこれから考えていく必要があるのではないかと私は思っています。そうしたことも農業再生機構で考えてもらいたい。協議会で考えてもらいたいと思うのです。農業委員会も協力もしているでしょう、恐らく。

そしてもう一つは、やっぱり農地の転用等するにも余りにも厳し過ぎるのではないかと。もうちょっと柔軟にやらないとこれだけの農地というか、それを維持できないのではないかとというような気がします。そのことについて市長いかがですか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 現在再生協議会のほうで副市長をトップとしていろいろ協議をさせていただいているわけでありまして、先ほど議員ご指摘のとおり、私自身も我が国のこの農業、これ稲作を中心としたこの礎があつて現在があるのだらうというふうに思っております。これまでも家族営農を中心とした農業、これは大切な仕組みであるので、やはりそういった方々がしっかりと稼げる、そういうものにしていかなければならないというお話をたびたびさせていただいております。その上で、なかなかこれからそれを施業するのが大変になってきて、加えて一生懸命やっても黒字にならないというような状況があつて離してしまふというか耕作をしなくなっていく、荒れていくという現実もあるわけでありまして、我々の家族営農に敬意を表してそれを守るといふのはどうということが求められているのかということをもまず1つ考えなければならぬ。それを集積する。どこかにお任せすることによって収益が上がればそれでいいのか。でも、いつまでも自分で耕作をしたいのか。いろんな状況があると思いますので、そんなところも含めてしっかりと対応しなければ

ならないなと思っております、その上で私自身はやっぱりその耕作者一人一人がしっかりと収益を上げられる、もうけられる仕組みでなければだめなのだろうなというふうに思っております。その中で選択をしていくときに一つの方法として集積があったり、また育てる作物を変えていくということもあるのかもしれませんが。そんなところを平場でしっかりと議論をしながら何が必要なのかというところを見据えていくことが重要だと思っております。

それと、世界規模での食料需給については今お話がありましたけれども、国内においてもやはり都市部とこの農山村部では、その役割がやっぱり得意分野、不得意分野があるのだろうというふうに思っております。ですから、村上市はこのように広大な面積の中で優良な農作物を中心にして生産をしておりますので、食料の供給基地にもなります。ということは、消費地にもなれるわけありますので、今後の食料需給のことも見据えながら、国内の中での流通も〔質問時間5分前の予告ブザーあり〕しっかりとその辺のところは議論していくべきだなというふうに思っておりますので、そんなところをまた副市長のほうには指示をさせていただきながら、村上市の農業全体がしっかりと強く底上げができるように対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 平山耕君。

○15番（平山 耕君） 今ほど非常に難しい問題になっているのですけれども、日本の米が諸外国と比べてどのくらいの位置にあるかと申し上げますと、日本の水稻作付面積は147万ヘクタールなのです。アメリカは100万ヘクタール、そのうちカリフォルニアで18万ヘクタール、イタリアが23万ヘクタール、韓国は75万ヘクタールです。生産量は、日本は782万トン、アメリカは640万トン、イタリアは127万トン、韓国は428万トンで、経営面積なのですけれども、日本は約1.9ヘクタール、アメリカは1戸平均230ヘクタールなのです。全然違います。イタリアは54ヘクタールです。韓国は1.6ヘクタール。全然比較にならないのです。私の仲間がイタリアを視察に行ったときに見てきたのですけれども、イタリアはやはり圃場も大きいのだけれども、農機具の使い方も非常に上手で20年から30年使うと。ところが、日本の農機具は15年から20年ぐらいと違うのです、やっぱり。そんなことで、生産費そのもの、価格の面に関してはかなわない部分がある。今盛んに輸出も確かにできないわけではないのだ。伸ばすべきだと思うのですけれども、なかなか日本で思うほど伸びないのではないかという気がします。そんなことで、でも今後はそういうものを考えながらやらなければならないと思うのですけれども、副市長もう一度どうぞ。

○議長（三田敏秋君） 副市長。

○副市長（忠 聡君） いろいろご提案をいただきましてありがとうございます。米の輸出につきましても、市内の農業者が頑張って輸出をしてございます。これから先の状況をしっかりと見据えながら、先ほど市長が答弁をさせていただきましたとおり、家族経営を大事にしつつも、農地を今後維持していくために規模を拡大した農家も含めながら、そこを連携し、さらにJAさんとも連携を今以上に強めながらこの地域農業の今後の振興のために再生協議会としても努力していきたいと

いうように思います。

○議長（三田敏秋君） 平山耕君。

○15番（平山 耕君） いろいろと申し上げましたけれども、自分が今まで農業やってきてもうそろそろ終わりかなという年になって思っているのです。これをどうやってこのことを市に期待してできるのであれば地域のせめて生産される土地を維持してもらいたいというふうに思っているのです。そうしなければ地域が成り立っていかないのです。やっぱり農業そのものも大事なだけでなく、地域を守ることが一番大切なのではないかなという気がします。そのことで初めて村上市が成り立っていくわけですから、そんなことも考えながらどうぞひとつよろしく願いして私の一般質問終わります。（拍手）

○議長（三田敏秋君） これで平山耕君の一般質問を終わります。

○議長（三田敏秋君） 本日はこれで散会をいたします。

9日も午前10時から一般質問を行いますので、定刻までにご参集ください。

大変ご苦労さまでございました。

午前11時50分 散 会